

美浜の会ニュース

No. 109

2010. 9. 30

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

行きづまる再処理、暴走するプルサーマル

第二再処理工場は「これから10年で検討」→使用済MOXの行き場なし

高浜3号機の10月定検でのMOX装荷を阻止しよう

福島第一原発3号機プルサーマルの中止を迫ろう

六ヶ所再処理工場のB溶融炉での試験再開を阻止しよう

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験終了は、2年延期となった。ガラス固化工程で完全に行きづまっているためだ。また、近藤原子力委員長は、使用済MOX燃料を再処理する予定の第二再処理工場について、「今後10年かけて検討する」と述べた。原子力政策大綱で掲げている「2010年頃から検討開始」方針は捨てて、10年も検討にかけるといふのだ。

これによって使用済MOXはどこにも行き場がなく、地元が核のゴミ捨て場にされてしまうという危惧は、一層現実味を帯びて迫ってくる。しかし、現地ではこの事実は全く知らされていない。高浜町の個別訪問で出会ったのは、使用済MOXは六ヶ所再処理工場に運び出されると信じていたり、「息子や夫が原電に行っているから」としながらも初めて聞く話しに驚きを隠せない人々だった。

核燃料サイクル政策の破綻を覆い隠すために、プルサーマルを暴走させている。第二再処理工場という絵ぞらごとに対して、地元が核のゴミ捨て場になり、プルサーマルのツケは地元で押しつけられるという現実の姿を広範に訴えていこう。暴走するプルサーマルを止めよう。

1. 10月5日の保安院交渉で、B炉での試験再開を止めよう

日本原燃は9月10日、六ヶ所再処理工場の試験終了を2年延期して2012年10月にすると発表した。ガラス固化工程で完全に行きづまっているためだ。そこからの「脱出」策として、これまでの試験で白金族が炉底に詰まって動かなくなったA溶融炉の失敗から目をそらし、アクティブ試験では未使用のB溶融炉での試験を先行しようとしている。しかしその試験ではまず、アクティブ試験の前々段階の化学試験に立ち戻り、しかも肝心の白金族を含まない低模擬廃液を使うという。その後実廃液の試験を行う予定だが、その期間はきわめて短く、試験基準も明確でない。ちょうどその頃には、税金を使った「改良型溶融炉」ができあがる予定になっているようだ。

そもそも六ヶ所再処理工場は、2年前の2008年10月末からガラス固化A溶融炉の試験で白金族が炉底に堆積し停止したままである。その間、炉内天井のレンガ落下とその回収に1年半もかかったり、高レベル放射性廃液が漏れて炉に降り注いだり、被ばく事故や保安規定違反を連発する等惨たんたる様相を呈してきた。六ヶ所再処理工場の行き詰まりは、ガラス固化

工程での白金族堆積という特有の原理的欠陥によるものであり、小手先の対策で解決できるようなものではない。

原燃はB炉での試験再開に向けて8月23日に、「ガラス熔融炉運転方法の改善検討結果について（改正版）」（「改正報告書」）を出した。そこでは、なぜ実廃液を使ったA炉での試験で白金族が堆積したかの根本的な総括がなされていない。A炉の炉底にこびりついている白金族を取り除く作業は後回しにされ、その調査は予定されていない。そして新たに温度計を増設して温度管理を行うとことをほぼ唯一の対策にしている。この「改正報告書」は、国の委員会（再処理ワーキンググループ）で審議が続いている。しかし保安院は、審議の最中である9月30日に、温度計設置の認可を出した。原燃は約1ヶ月で新たな温度計を作製し、設置工事に約1ヶ月かけ、B炉での試験再開の準備を始めようとしている。

このB炉での試験再開を止めるために、10月5日には、青森、岩手等全国各地の団体が共同で保安院交渉を行う。高レベル廃液を使ったA炉での試験失敗の原因を明らかにさせよう。B炉で化学試験に立ち戻るといふのであれば、以前に化学試験の終了を承認した保安院の責任はどうか。70億円もの税金を投入した「改良型熔融炉」の開発など税金の無駄遣いそのものだ。再処理工場を動かすのはもうやめろ！の声を交渉でぶつけていこう（6頁参照）。

2. 第二再処理工場は、これからまだ10年間かけて検討

六ヶ所再処理工場の行き詰まりを反映して、使用済MOXの処理方針はますます見えなくなっている。原子力委員会の近藤委員長は、9月11日に青森市内で開かれた「ご意見を聞く会」終了後に、第二再処理工場について「10年ごろに決めるとは言っていない。これから10年勝負でやる（検討する）」ということだ（9月12日デーリー東北）と語った。使用済MOX燃料を再処理する予定の第二再処理工場は、原子力政策大綱（2005年）では「2010年頃から検討を開始する」となっている。しかし、近藤委員長の発言は、検討にまだ少なくとも10年かかるというものであり、もちろん建設するかどうかは決まっていない。

第二再処理工場は、六ヶ所再処理工場の進捗状況などを踏まえて検討することになっている。六ヶ所再処理工場が行き詰まる中で、第二再処理工場はますます夢物語となっている。それにもかかわらずプルサーマルを強行して、行き先のない使用済MOXを生み出し、地元を核のゴミ捨て場にすする現実だけを強引に推し進めている。プルサーマルだけを急ぐ必要は何もない。いや、こんな状況でプルサーマルだけを急ぐこと自体が許されないことだ。

3. 政府の原発推進とプルサーマルの暴走

それにもかかわらず、なぜプルサーマルを強行するのか。政府と電力会社は、昨年の玄海3号、伊方3号に続いて、11年前にとん挫した東電と関電プルサーマルを復活させるため、強引に推進している。

その背景には、核燃料サイクル政策の破綻がある。六ヶ所再処理工場の行き詰まりに加え、14年半ぶりに運転再開した「もんじゅ」でも、燃料交換時に使う約3.3トンもの炉内中継装置が落下する事故を起こし、出だしから大きくつまづいている。これらの破綻を覆い隠すため、残されたプルサーマルだけは何があっても推進するという危険な暴走を強めている。

また、プルサーマル推進は政府の原発輸出政策とも関連している。ベトナム等のアジア諸国や米国への原発輸出で、「核燃料サイクルが回っている（生きている）」ことを示せなければ、フランス等との競争に打ち勝てないという危機感がある。菅政権は、原発輸出を成長戦略と位

置づけて原発推進を強めている。大畠経産大臣は、原発設計にかかわってきた日立労組出身で、就任後も原発推進を公言している。民主党政権の最大の支持母体である連合は、これまで明確な意思表示を避けていたが、原発推進を中長期方針で認めた。地元首長達は、どこまでいっても目の前にぶら下げられるだけの「新幹線というニンジン」を目指して、あるいは地方財政の逼迫のもとで原発交付金に頼る傾向を強めている。福井県は、これまで手をつけていなかった「プルサーマル交付金」60億円と、運転開始30年を越える原発に交付される「原発立地地域共生交付金」100億円の一部を今年度を使用するための補正予算を組んでいる。

しかし、原発推進、プルサーマル推進攻撃を強めても、六ヶ所再処理工場の白金族問題は解決せず、本格稼働など望めない。プルサーマル推進を強めるほど、使用済MOXの行き場がなく地元が核のゴミ捨て場になることは現実味をおび、多くの人々の不安の意識に反映する。一層激化するこの矛盾を突くように運動を強めていこう。

4. 東電プルサーマル 事前了解の白紙撤回はなかったことにしてMOX装荷

東電は、8月21日に福島第一原発3号機にMOX燃料を装荷し、9月18日に原子炉を起動した。2002年に前知事が事前了解を白紙撤回したにもかかわらず、東電も県も「事前了解は生きている」として亡霊を復活させ、MOX燃料を装荷した。住民を愚弄する卑劣極まりないやり方だ。

しかし、その福島第一原発では事故が続いている。とりわけ9月27日に保安規定違反が明らかになった事故は、定検中の6号機と間違えて5号機の制御ケーブルを抜いていたため、ケーブルを抜いた8月16日からそれに気づく9月2日までの間、緊急時に原子炉を冷やすためのポンプが使えないという危険なものだった。3号機のMOX装荷を前にして、事故を隠ぺいし、詳細を公表したのは9月27日になってからだった。地元では、東電のずさんな管理に怒りが強まっている。

福島県庁前では、猛暑の8月4日から「沈黙のアピール」座り込みと申し入れ行動が続けられている。街頭アンケートや県・県議会等への申し入れが首都圏の運動と連携して取り組まれている。26日予定の本格運転を止めるため、事故を契機に一層運動を強めている(8頁参照)。

5. 関電プルサーマル 10月中旬からの定検でのMOX装荷を阻止しよう

関電は、高浜3号機の10月中旬からの定検でMOX燃料を装荷しようとしている。11月中旬頃にはMOXを装荷し、12月中に本格運転開始を狙っている。使用済MOXは高浜原発の使用済燃料プールで50年以上は保管され続ける。高浜原発が寿命を終えても、原発プールだけは居座り続けることになる。米国では、原発の老朽化によって、プールからの放射能汚染水が漏れだし、環境を汚染して社会的に大きな問題になっている。前号のニュースで紹介したように、日本でも同様の漏えいを防ぐことはできない。

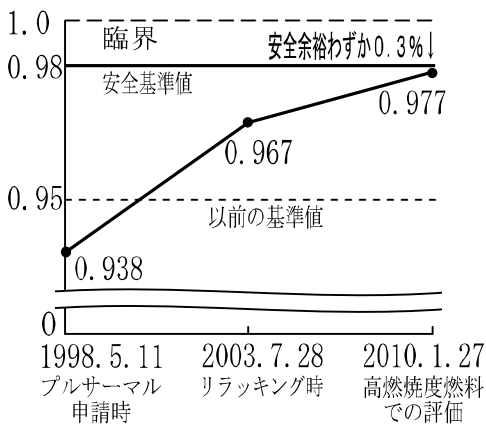
さらに、原発プールでの臨界事故の評価について、新たな問題が浮上した。

5-1. 国はプールで臨界事故を防ぐための具体的な安全基準を持っていない

安全委員会の指針では、使用済燃料プールは「想定されるいかなる場合でも、臨界を防止できる設計であること」と定めている(指針50 燃料の臨界防止)。しかし、保安院に確認すると、「臨界を防止する」ための、具体的な基準(中性子実効増倍率の安全基準値)を国としては定めていないという。電力会社が出してきた解析の説明を受け、米国原子力学会の規格ANSI/ANS

57.2を参考に審査し判断するという。しかし、この米国の規格は、日本での安全審査の基準として採用されたものではない。MOX燃料ペレット不純物について、国が具体的基準を持っていないのと同じことだ。これが「国が安全を保証している」ということの実態なのだ。

5-2. 高浜3・4号プールの臨界評価値は、基準を緩和しても安全余裕はわずか0.3%



関電は1998年に、高浜3・4号プールが臨界に達しないための安全基準値を0.95から0.98に引き上げて緩和した(1.00が臨界値)。その後、プールが使用済燃料で満杯に近づいたために、2003年7月にリラッキング(ぎゅうぎゅう詰め)の設置変更許可申請を出し、高浜3・4号炉のプール(Aエリア)は、それぞれ貯蔵能力が663体から1240体へ、2倍近くに増強された。さらに、今年1月には高浜1・2号機で高燃焼度燃料(ステップ2、55,000MWd/t)を使用する設置変更申請を出した。高浜原発では、1~4号機のプールを共有化しているため、高燃焼度の使用済燃料も3・4

号プールに保管される。このように、高浜3・4号プールは厳しい条件下に置かれることとなり、安全余裕は切り縮められている。その結果、実効増倍率は0.977となっている。緩和した基準値0.98と比べて、評価値0.977の安全余裕はわずか0.3%しかない。このようにギリギリの状況では、地震が起きた場合等に臨界事故が起きる危険性が高まる。

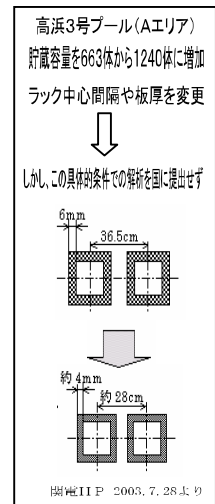
評価値0.977は、以前の基準値0.95をはるかに超えている。リラッキング等によって評価値が基準を超えそうになるため、基準の方を緩和しているのだ。他方、東電などでは現在も基準値を0.95としている。六ヶ所再処理工場のプールの基準値も0.95だ。

これらに関して関電は、9月27日の交渉で、米国原子力学会の規格ANSI/ANS 57.2では、「燃料製作公差に伴う影響(不確定性)を詳細に示せば」、基準値は0.95~0.98以下が許容されていると回答した。また評価値は純水(実際のプールは中性子を吸収するホウ酸が入っている)で行うなど厳しい条件で解析しているため、安全余裕は十分にあるとも述べた。しかし、純水で評価することは、余裕をもった保守的評価ではない。プール水が抜けてしまうような事故が起きた場合には純水を入れざるを得なくなるため、そのような場合でも臨界が起きないことを確認するために純水で評価しなければならないだけだ。そして、0.95を使用している東電の場合については「面倒くさく、手間がかかるから0.95のままなのだろう」などと言いつつ(12頁参照)。

5-3. 解析条件や結果を変更申請書に記載していない

さらに、高浜3・4号プールには大きな問題がある。2003年のリラッキングの設置変更許可申請書に、プールの未臨界性評価に関する解析条件やその結果の評価値、さらにはプール水温度の評価値を記載せず、「追補」としても提出していない。

プールに関する国の技術基準は、「臨界に達するおそれがない構造であること」となっている。この解釈として「臨界計算により、燃料が臨界に達しないことを確認された構造であること」と定めている。以前に行った大飯3・4号



(1997年)や美浜3号(1998年)のプルリッキングの変更申請では解析結果を記載している。それにもかかわらず、高浜3・4号プールでは、この「臨界計算」を国に提出していない。これでは、公的にプールの安全性が確認されたことにはならない。

これについて27日の交渉では、「以前に大飯や美浜で出した実績があるので、出していない」「国には解析条件等を説明しているが、企業機密で公表できない」など訳の分からないことを繰り返した。福井県や高浜町、そして市民が安全性を確認しようにも、できないではないかと厳しく追及した。(このニュースで引用している実効増倍率の数値は、変更申請書には出ていないため、保安院資料や福井県安全管理協議会等の資料に断片的に書かれている数値から引用している。交渉で関電は、数値については認めた。)

6. 10月11日の学習・討論会で、関電プルサーマルを止めるため議論しよう

9月29日には、「プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会」、「グリーン・アクション」と共同で、高浜町長宛に、上記のプール安全性問題を含めて「使用済MOX燃料の処分の方法や原発プールの安全性が確認されるまで、MOX燃料の装荷を認めないでください」との要望書を提出した。対応した総務課の岡本課長は、「第二再処理工場については五者協で議論されている」、「安全性などは国が一元的に管理している」と強調しながらも、国が臨界評価の安全基準値を持っていないのはなぜか、安全余裕0.3%で大丈夫なのか、臨界条件や結果を変更申請時に出していないのはなぜか等について、国や関電に確認すると約束した(10頁参照)。

その後、短時間ではあったが個別訪問してチラシを配布した。地元の人達は、使用済MOXの行き先がないこと、地元で半永久的に置かれることなど、確実にやってくるこの現実を全く知らされていない。六ヶ所再処理工場に運び出されると信じていた人や、「息子や夫が原発で働いているから」と言いながらも、初めて聞く話しに驚きを隠せない様子だった。

地元が核のゴミ捨て場になること、プールでの長期保管の安全性問題、米国で起きているプール水漏えいによる地下水や井戸水の汚染、それによる子ども達の健康への影響など、ありのままの実態を広く知らせていこう。

10月5日には、六ヶ所再処理工場のB溶融炉での試験再開を止めるために保安院交渉が行われる。再処理を止めたいと活動してきた人々が全国から集まる。交渉の後には、今後の運動の進め方などについて意見交換する。

10月11日には、グリーン・アクションと共催で、若狭町の石地さんを迎えて「行きづまる再処理、差し迫る関電プルサーマル プルサーマルの暴走を止めよう」学習・討論会を開く。5日の保安院交渉や、関電交渉、高浜町への申し入れなどを踏まえて議論しよう。

使用済燃料については、「処分の方法」と「相手方」を記載することが国の法律で定められている。8月3日の国との交渉では、プールでの保管は「処分の方法」にあたらないと国も認めた。その上で国は、使用済MOX燃料の「処分の方法は再処理」であり、「相手方は国内の再処理事業者」としか答えなかった。第二再処理工場の具体的目処もないなかで、なんの実体もない幽霊団体にすぎない「国内再処理事業者」が再処理の相手方だという。国が自ら法律を踏みに行っているのだ。プルサーマルはまるで治外法権だ。

佐賀地裁では、12月1日に玄海原発MOX差し止め訴訟の第一回法廷が開かれ、裁判闘争が開始される。福島プルサーマル反対運動や福井、若狭の人々、そして再処理に反対する人々と連帯して、プルサーマルの暴走に歯止めをかけよう。